

相模原市農業委員会第25回会議議事録

開会日時 令和6年3月28日 午後1時43分

閉会日時 令和6年3月28日 午後2時57分

開催場所 市民会館3階 第1大会議室

出席委員 (印)

	青木 齊		志村 佳男		八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博		高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男	19	加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (19番加藤通一委員)

傍聴人 0名

事務局 前田康行 濱端雄高 武信秀直 丸山和紀 岩木厚志 鈴木克彦

議事録署名人 議長

議席10番

議席16番

会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4		第10回農政運営委員会報告
5	議案第77号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第78号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第79号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第80号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第81号	令和7年度農業税制改正要望事項について
10	議案第82号	相模原市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
11	議案第83号	相模原市農業委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
12	議案第84号	相模原市農業委員会農地台帳の点検等及び公表実施規程の一部を改正する規程について
13	報告第67号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
14	報告第68号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
15	報告第69号	農地所有適格法人の報告について
16	報告第70号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
17	報告第71号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
18	報告第72号	農地造成工事の完了報告について
19	報告第73号	非農地証明書の発行について
20	報告第74号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
21	報告第75号	国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
22	報告第76号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第25回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、19番加藤通一委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、10番高橋三行委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の傍聴希望はございませんので、このまま進めてまいります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年2月29日から令和6年3月27日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

3月19日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和6年度事業計画収支予算についてほかでございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長と私、前田ほか出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告13件となっております。

続きまして、市関係でございます。

2月29日、農業委員会第24回総会を行いまして、農業委員19名の方に出席いただきました。内容につきましては、農地法第5条の規定による許可申請についてほかでございます。

3月11日、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員7名、農業委員8名が出席しております。翌3月12日には津久井地区部会を行いまして、推進委員8名、農業委員8名が出席しております。会議の内容につきましては、令和5年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における聞き取り調査の進捗状況についてほかでございます。

3月12日、関係課長打合せ会議、再生資源物の保管施設の規制に関する条例の制定が行われまして、私、前田が出席しております。内容につきましては、再生資源物の保管施設の規制に関する条例の制定についてでございます。

3月18日、第7回宅地造成等規制法の一部改正に関する検討ワーキングが行われまして、武信主査が出席しております。内容につきましては、盛土規制法の概要と本市における規制の方向性ほかでございます。

裏面を御覧ください。

3月18日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

3月25日、農政運営委員会を行いまして、農政運営委員11名が出席しております。内容につきましては、令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見案についてほかでございます。

3月25日、第8回線引き見直しにおける基本方針策定に係る関係課長会議が行われまして、私、前田が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直しにおける基本方針策定についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、皆様から何か御発言がございましたらお願いします。

12番（山口委員）

確認で、（2） 関係課長打合せ会議に「再生資源物」とあるんですけども、具体的にどういう品物でしょうか。

事務局（前田事務局長兼次長）

近年、金属スクラップの保管施設、いわゆる「ヤード」という表現でニュースでも報道されたりしていますが、ヤードに対する法規制が現在は存在していない状況であります。結果として、騒音や振動、場合によっては火災が発生している現状があるところで、そういった事業場の設置に関して規制をかける必要があるのではないかという観点から、本市として条例を制定する必要があるかどうかという検討を始めていく場ございました。

以上でございます。

議長（阿部会長）

この件については農業委員会の立場での提起もあったと思いますが、その説明についてもお願いします。

事務局（前田事務局長兼次長）

これまで総会の中でもいろいろな御意見を頂戴しておりました転用許可に当たって、資材置場に転用する場合、例えば塀が高くて中が見えないと、中で何をしているのかが分からないなど、そういった視点もありましたので、私からも、これまで、まちづくりサイドには、市街化調整区域における土地利用行為に関して、何らか規制や手続が必要ではないかという投げかけはさせていただいていました。今回、一番のきっかけとしては、議会からもヤードに関する規制の条例を設ける必要があるのではないかというところを受けて、今回、この会議が設置されておりますけれども、投げかけとしては、農業委員会からも、先ほどのような意見を示してきておりました、そういった流れを受けての今回の会議の場となっております。

17番（藤村委員）

今の話、いいほうに向かえばいいですけど、できれば、もう少し農業者に優しいレベルでやるというのは、第一希望として農業委員会から出したらどうですか。

事務局（前田事務局長兼次長）

当然ながら、周辺の農地に対する影響については、農地法で縛りがかかっておりますから、そこについては、これから何か新しい対策を取る必要があるということではないと思いますけれども、今回のヤードに係る条例の制定に当たって、農地あるいは農業者にとっての視点の中で工夫ができる余地があれば、意見は出していきたいと思っています。

17番（藤村委員）

お願いします。

議長（阿部会長）

ほかに、皆さんから御発言はございますか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」、日程3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。

事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

3月11日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

報告案件（1）「令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に対する意見についてについて、タイワンリスやカラスによる農作物被害も増加していること、農作物の盗難が多発していることなども盛り込んだほうがよいのではないかという意見がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、3月12日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（1）令和5年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における聴き取り調査の進捗状況について、事務局から、農地のあっせん希望があった2筆の農地について、これまで所有者と調整した内容や、現在、神奈川つくい農協を通じて周辺で営農している新規就農者へのあっせんをしている旨の報告がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

17番（藤村委員）

本庁地区部会の報告案件のほうのタイワンリスについては、農業被害はまだ聞いていないです。ただ、確認された、うちに入ってきたということは報告があるんですけど。ですから、この分は今のよう表現にするか、農業被害はまだないので削除でもいいです。その辺は確認されましたか。

事務局（濱端総括副主幹）

そうしますと、「タイワンリス」自体の言葉を削除してしまうということによろしいですか。

17番（藤村委員）

一応、確認されたということをおっしゃったので。

事務局（濱端総括副主幹）

分かりました。

議長（阿部会長）

ただいまタイワンリスの話がありましたが、「タイワンリス」の文言そのものを削除

ということで取り扱わせていただきますので御了承願います。

それでは、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 第10回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程4「第10回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いいたします。

委員長（高橋委員）

それでは、第10回農政運営委員会の結果報告をいたします。

3月25日に開催されました第10回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中で、主な意見等ですが、議題1「令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、津久井地域で鹿被害が増大しているため、県に対して効果的な対策を実施することを求める意見があり、承認されました。先ほど事務局が説明したとおりでございます。

議題2「令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に係る提出の流れ（案）について、農業委員会及び農地利用最適化推進委員が地域の農業者から意見を取りまとめる際には、地域ごとで農業者との関わり方も異なるため、状況に応じて、各委員が対応していくことを確認いたしました。

また、学校給食について意見を出す場合には、給食に必要な農畜産物の総量と地場産の使用割合等を確認することや、農業者にとって有益となる情報発信が必要であることなどの意見がありました。

以上で、第10回農政運営委員会結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、皆様から何か御発言がありましたらお願いします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第10回農政運営委員会報告を終わります。

日程5 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5 議案第77号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、資料の1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-18及び3-1016から3-1019は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年3月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-18は、緑区橋本に住む譲受人が、中央区陽光台に住む譲渡人が所有する農地を新規参入のため、所有権移転を受けるための申請です。譲受人は農地所有適格法人の株式会社ゆうゆう農場で研修を受けておりまして、令和6年1月31日に新規就農者認定書を交付しております。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御参照ください。斜線部分が本案件の申請地となっております。申請地は田名の畑、1筆、1,319㎡です。今後の作付はミニトマト、トマトを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。新規就農者であることから、今後は本市農政課との調整の上、国の補助制度を活用しながら経営規模を拡大していく予定になっております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日を予定しております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1016及び1017につきましては、緑区青根に住む譲受人が、緑区青野原及び緑区青山に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請となっております。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページから4ページを御参照ください。申請地は青野原の畑、2筆、1,614㎡と青根の畑、1筆、1,570㎡で、合計3筆、3,184㎡です。今後の作付につきましては、ニンジン、キャベツ、そば、小麦、白菜、大根等を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件につきましては、経営農地2筆、515㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、子が80日、子の子が80日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1018につきましては、緑区長竹に住む譲受人が、中央区上溝に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請となっております。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御参照ください。申請地は長竹の畑、1筆、427㎡です。今後の作付

けについては、津久井在来大豆を予定しているということです。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件につきましては、経営農地6筆、3,797㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1019につきましては、緑区根小屋に住む譲渡人が所有する農地が、津久井広域道路改良事業に伴い、農地が分断されたため、緑区根小屋に住む隣接する農地の所有者である譲受人が取得して営農を継続するために、所有権移転を受けるための申請となっております。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御参照ください。申請地は根小屋の畑、2筆、85㎡です。今後の作付は、カブ、ネギ、サツマイモ、里芋を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、5,290㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、子が25日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-18については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

この件につきましては、26日に見に行ってきましたが、地権者の方は、後継者はいない、御主人は亡くなっていて、本人も80歳ぐらいで、とても農業をやるような状況にはありません。ですから、いいではなからうかと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号3-1016及び1017については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

3月22日に加藤推進委員と一緒に現地調査へ行ってきました。事務局の説明のとおりですが、議案には不耕作となっておりますが、青野原の畑は両方ともきれいにしてあって、今でもすぐに畑ができるような状態になっていて、青根の畑は譲渡人が前から作っていたような感じで、山の中というか、周りに木が生い茂っていて、ちょっと日影っぽくなるような感じがあって、耕作しづらいかなという感じは受けましたけど、やはり獣害が出ると思うので、周りを防護柵で囲ってあり、その状態で耕作しておりました。奥に杉が見えますけど、それが西日を遮ったり、手前もちょっと木が大きかったりするので、朝日もちょっと当たりづらいのかなという感じは受けましたけど、本人はそれで

了解していると思うので、何ら問題ないと思います。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号3 - 1018及び1019については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

15番（八木委員）

3月25日、長谷川推進委員と現地調査へ行ってきました。まず、收受番号3 - 1018についてですが、周辺の農地も全部きれいになっていまして、当然、ここの農地もすごくきれいになっているんですけども、次に使われる方も地元ですと農業をされているので、全く問題ないかと思われま。

続いて、收受番号3 - 1019について、こちらも今回、耕作される方はずっと農業をやられている方なので、問題ないのと、今回、道路にかかるということで、申請のあった農地もかなり面積が少なく、どちらかという調整的な意味合いが強いのかなと、ちょっと感じました。写真で見るより、実際、現地を見ると、かなり狭いといひましようか、これ単体で考えると農業がどうこうという形ではないですけども、耕作者として全く問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

收受番号3 - 1016、1017の方は、耕作面積は下限要件がない状態で、農業と書いてありますが、どういう方が分かりますか。

事務局（前田事務局長兼次長）

譲受人は、青根のまちづくり検討委員会のメンバーの方です。御承知のとおり、旧青根小学校と青根中学校は青野原の小中学校に統合されましたので、現在、青根の小学校、中学校は空いている状況ですが、今、地域の検討委員会の中で、旧青根小学校、旧青根中学校の校舎について、宿泊施設としての活用を検討しているということです。あわせて、近くに青根の児童保育園、これも今は空いているのですけれども、そこを活用して宿泊施設を備えたレストランを検討しているということで、そこに野菜を供給していきたいということでございます。農家としての経験については、担当に代わります。

事務局（丸山主査）

補足になりますが、譲受人は、菱山委員からお話があったとおり、既に買う約束をされていて、実際には、少し耕作はしていたようです。トラクターや耕うん機や草刈り機等も既に所有しておりまして、本人は以前から所有地、申請地でやっている経緯もありますので、特に問題はないのかなと思っております。今までは、正式には自分の所有している515㎡という形でしたが、ここで、売買の約束をし、ちょっとずつ耕していた畑を順当に取得したというような申請になります。

17番（藤村委員）

中身は分かりました。書面上、515㎡と書かれたけど、経験値としてはそれ以上ずっと多くあるので、そっちを書いてもらったほうが、例えば口約束で借りていても、経験量、指導の下に耕作していたと言えはいいわけだから、経験値としては表せるので、

そうしてもらったほうが理解しやすいですね。

事務局（前田事務局長兼次長）

下限面積につきましては、今、廃止されておりますので、515㎡で問題があるということではありませんけれども、農家としての技術、経験については、説明の中で皆さんにもお知らせした上で御審議いただければと思っております。今後、その辺については工夫していきたいと思っております。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんでしょうか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第77号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第78号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-33及び5-1047から5-1052は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年3月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号5-33は、譲受人の医療法人社団晃友会が、譲渡人が所有する緑区大島の農地1筆、1,117㎡に賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分については第3種農地となっております。申請理由といたしましては、譲受人は整形外科病院を営んでおられ、現在使用している外来患者用の駐車場に病院を増設するに当り新たに病院の近くに駐車場を確保するための申請となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除いて、北側及び東側については既設ブロック2段積み、南側については既設RC擁壁を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は大沢まちづくりセンターの南西約200mに位置しております。

続きまして、收受番号5-1047につきましては、譲受人の有限会社ハックルベリ-が、譲渡人が所有する緑区川尻の農地、4筆、1,866㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請となっております。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御参照ください。農地区分は第2種農地となっております。申請理由といたしましては、解体工事業及び輸出入業を営んでいる譲受人が、事業拡大に伴い、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ2m、石垣練積み高さ1.2mから2m及びコンクリートブロック積み2段積みを新設して、雨水については、砕石敷き及びU字工及び浸透ますを設置して、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中沢中学校の北西約1,100mに位置しております。

続きまして、收受番号5-1048と1049は隣接地でありまして、同一の転用目的で、一体の工事となっておりますので、一括して説明させていただきます。

收受番号5-1048につきましては、譲受人のイーアンドティー企画有限会社が、譲渡人が所有する緑区三ヶ木の農地、1筆、513㎡の所有権移転を受け、5-1049については、譲受人の有限会社天野不動産が、譲渡人が所有する緑区三ヶ木の農地、2筆、484㎡の所有権移転を受け、宅地造成として転用するための申請となっ

ております。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御参照ください。斜線部分が5 - 1048で、白抜き部分が5 - 1049となっております。農地区分は、それぞれ第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人はそれぞれ不動産を営んでおりまして、各2区画分、合計4区画分の宅地造成をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から3段積みを設置して、雨水については、浸透L型側溝を設置する計画となっております。申請地は市立津久井学習センターの南西約250mに位置しております。

続きまして、收受番号5 - 1050につきましては、譲受人の株式会社マトリックストラストが、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、4筆、546㎡の所有権移転を受け、貸資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御参照ください。農地区分については、第2種農地となっております。申請理由といたしましては、譲受人は不動産を営んでおり、貸資材置場として整備するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、境界から1m下がって、コンクリートブロック1段から4段を設置して、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画となっております。申請地は県立津久井やまゆり園の南東約1kmに位置しております。

続きまして、收受番号5 - 1051につきましては、譲受人が、譲渡人が所有する緑区根小屋の農地、1筆、499㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御参照ください。農地区分は第3種農地となっております。申請理由といたしましては、譲受人はリニア中央新幹線車両基地建設に伴う収用移転のため、新たに自己住宅を建築するための申請となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリート擁壁を使用するとともに、コンクリートブロック2段及びメッシュフェンス高さ1mを設置しまして、雨水については雨水ます等による敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続する計画となっております。申請地は市立根小屋小学校の南隣に位置しております。

続きまして、收受番号5 - 1052につきましては、譲受人が、譲渡人が所有する緑区吉野の農地、1筆、261㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御参照ください。農地区分は第3種農地でございます。申請理由といたしましては、譲受人は現在、貸家に住んでおりまして、手狭なため、新たに自己住宅を建築するための申請となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存石積み高さ15cm及び既存コンクリート板2段を使用するとともに、コンクリートブロック1段及び矢板高さ10cmを設置して、雨水については雨水浸透ます等による敷地内浸透、汚水については公共下水道に接続する計画となっております。申請地は中央高速道路相模湖インターチェンジの南約250mに位置しています。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 33については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番(山口委員)

3月16日に確認してきました。西側は道路に面しておりまして、南側と東側は資材置場になっております。今回、北側の駐車場になっているところに新たに病院ができるということで、営農環境、住環境ともに全く影響はございません。既にブロックが境に積んでありまして、それをそのまま使うということですので、これも全く問題ない内容だと思います。

以上です。

議長(阿部会長)

続きまして、收受番号5 - 1047につきましては、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

14番(西東委員)

25日に現地を確認してまいりました。左側に見えるのは杉林ですけれども、本当に山の斜面という感じで、この写真では大した傾斜には見えませんが、私が見た限りでは、二、三十度ぐらいある、まるでスキー場のゲレンデのような感じの場所でした。よく畑として使われていたのかなという思いで、管理機やトラクターなどは、危険で、到底使えないような感じの場所でした。農地としては、かなり厳しい状況で、転用はやむを得ないのではないかなと思います。

以上です。

議長(阿部会長)

続きまして、收受番号5 - 1048及び1049については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番(大塚委員)

3月25日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、住宅地の中に残された畑という環境のところでありました。雨水と境界等も事務局の説明のとおりで、特段は問題ないと思います。

議長(阿部会長)

続きまして、收受番号5 - 1050については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いいたします。

1番(青木委員)

25日に岸推進委員と現地を確認いたしました。見た感じ、そんなに傾斜がない様な感じですけど、相当、傾斜がございまして、道下でございまして、資材置場になるのかと思ったのですけれども、埋め立てるということなので、問題ないと思いますが、今まで、申請が出るまで、大分きれいになっておりまして、譲渡人も中野に住んでいる方で、買われた方が八王子に住んでいるということで、別に問題はないのですけれども、1つ懸念があるのは、資材置場で、多分、埋め立てると思うんですよね。何軒か先に、やはり資材置場にするとって埋め立てて、いろいろなものを持ってきて埋めたところがあります。そういうことが起きないように、これから十分に見ていかなければいけないのかと思っておりますけど、一応、今のところは問題ないと思います。

以上です。

議長(阿部会長)

続きまして、收受番号5 - 1051については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

3月25日に長谷川推進委員と現地調査に行っていました。写真で見ても分かるのですが、今回、申請のあったところが1枚になって、現状、かなりきれいに耕作されている農地として、転用ということで、いささかもったいないという印象でしたが、すぐ横が小学校で、恐らく住宅を立てるといことなので、事故の類いとか、その手のものに気をつけていただきたいというのが印象でございました。

そこで事務局に質問ですけれども、今回の申請地、直接のことではないのですが、すぐ横の畑は今後どうなっていくという情報等はお持ちですか。

事務局（前田事務局長兼次長）

特段、変更等はありませんので、そのまま畑として耕作していくと承知しています。

15番（八木委員）

ありがとうございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1052については、藤野地区担当、天野明委員、お願いします。

18番（天野委員）

3月22日、加藤委員と現地調査に行っていました結果、事務局が説明していたとおりで問題はありません。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

ございませんか。

私からいいですか。

先ほど、青木委員が見ていただいた收受番号5 - 1050について、埋立てをされていくということですが、埋立てへの懸念というのはどうですか。事務局で話を伺っていたらお願いします。

事務局（岩木主査）

傾斜地ですので、埋立てをする際に、土砂条例等、制限にかからないかというところは、担当課の津久井地域環境課に直接行ってもらい、特段問題がないというお話を聞いております。ここの南側にある自宅に見える建物については、今回申請している不動産事業者の所有物となりますので、そこ辺りもきちんと施工して、特段崩れるようなことはないもので設置されるものと認識している状況です。

以上です。

議長（阿部会長）

青木委員、よろしいですか。

1番（青木委員）

はい。

議長（阿部会長）

皆さんから、御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第78号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）
挙手全員。
よって日程6議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第79号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第79号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、8ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第79号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1109から5-1112は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年3月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9ページを御覧ください。

整理番号5-1109及び1110につきましては、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は3年9か月、件数は2件、4筆、面積は1,624㎡でございます。

続きまして、整理番号5-1111及び5-1112につきましては、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は14ページを御覧ください。契約期間につきましては10年9か月、件数は2件、3筆、面積は2,401㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第79号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 80 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 80 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、11 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 80 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 249 から 5 - 258 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 3 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12 ページを御覧ください。

本議案につきましては、農地中間管理機構である神奈川農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものとなっております。本庁管内の 10 件のうち、整理番号 5 - 249 から 5 - 252 までと 5 - 254 から 5 - 257 までの 8 件、10 筆、7,321 m²の農地が新規分となっております。整理番号 5 - 253 と 5 - 258 の 2 件、3 筆、2,978 m²の農地は更新分となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17 番（藤村委員）

13 ページの一番下のワコーファームって、どういう団体ですか。

事務局（鈴木主任）

株式会社ワコーファームは農地所有適格法人で、平成 27 年に設立されました。主にキクイモを中心として栽培しております。このほかに、座間市で 5 筆、3,026 m²を所有しておりまして、そちらは水稻を栽培しております。現在は、990 m²と今回の 1,168 m²と座間市の 3,026 m²を合計すると、5,184 m²となっております。

17 番（藤村委員）

下限要件がないから、例えば新規就農者だったら、研修を受けていますよとか、農業経験がありますよというような説明で認めるしかないわけですよ。990 m²で、もし経験がなければ、プラスもできないわけですよ。経験も何もなくて、新規就農者であれば、未来志向ではないけれども、これから頑張りますということでもいいのですが、先ほどの説明だと、実は、別に面積が、過去に三千幾らだかやっていたら、ああ、それなりに経験があるなと思って黙って丸をつけるわけだけ。

事務局（武信主査）

先ほど説明したとおり、こちらは農地所有適格法人の個人ではなくて、既に経験がある法人となっております。新規参入ではありません。

17 番（藤村委員）

それは分かりました。だけども、適格法人なのに990㎡で何をやっているのだということになるよね。でも座間市に約3,000㎡所有ということを書いてくれば、ああ、やっているなという感じはするけど。

事務局（前田事務局長兼次長）

今回、ワコーファームは更新ということですがけれども、今回更新する1,168㎡、それに加えて990㎡をやっているということで、合計が先ほど説明があった約2,200㎡になります。その部分についての利用権設定をこれまでもやってきているということでございます。農地所有適格法人ですから、一定の要件、事業全体のうち、農業に関わる売上げが過半であるとか、農業関係者の議決権が過半数とか、そういった一定の要件をクリアしておりますから、そういった点では何ら問題があるものではないということになります。

事務局（濱端総括副主幹）

こちらは座間市でも3,026㎡営農していますので、先ほどの2反と合わせて、全部で5反程度やっているような状況になっております。

以上です。

今回、議案にお示ししている一番右の備考欄、権利の種類に書かれている990㎡という数字ですが、数字の示し方としては、1,168㎡と990㎡を足したおよそ2,200㎡、その数字がここに記載されるべき数字ということでございます。

17番（藤村委員）

座間市の約3,000㎡の記載はないのですか。

事務局（前田事務局長兼次長）

それは座間市での権利設定分ですかね。この数字は、本市分としての設定分ですから、それは約2,200㎡という数字が入ってきます。今回の記載については、990㎡とありますが、ここが本来は2,200㎡ぐらいの数字が入ってくるべきということになります。

議長（阿部会長）

ここでは利用集積の計画ということで、こういう状況にあるということですね。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第80号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 8 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第 8 1 号 令和 7 年度農業税制改正要望事項について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 9 議案第 8 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、14 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 1 号 令和 7 年度農業税制改正要望事項について。神奈川県農業会議からの依頼により、「令和 7 年度農業税制改正要望事項」を別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15 ページを御覧ください。

令和 7 年度県農林業施策並びに予算に関する要望のうち、税制改正予防事項につきましては、県への施策要望、予算要望等の提出より先に、3 月末までに県農業会議への提出が求められています。税制改正要望事項につきましては、全員協議会、農地利用最適化推進委員連絡会で提示し、協議を経て提案するもので、昨年度要望したものがまだ実現されていないことから、継続して要望するものとし、相続税・贈与税で 2 点、地方税である固定資産税、都市計画税に関する内容で 2 点の合計 4 点を要望するものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 1 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 9 議案第 8 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

規則について

議長（阿部会長）

続いて、日程 10 議案第 82 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、御説明させていただく前に、第 82 号から第 84 号につきましては、先ほどお示しいたしましたこちらの資料を御覧いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、16 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 82 号 相模原市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について。相模原市農業委員会会議規則の一部を別紙のとおり改正する。令和 6 年 3 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページから 20 ページを御覧ください。

この議案は、農業委員会の総会に付議するべき事項について、遅滞なく総会に諮る必要があるが、災害等の発生等または重大な感染症の蔓延の場合に、委員が総会を招集する場所に参集することが困難となる事態が想定されるため、オンラインの活用による参集を可能にする必要があり、農業委員会会議規則の一部を改正するものです。

主なところとしましては、オンラインによる方法を活用した会議の導入に当たって、第 2 条の 2 に総会の開催方法の特例として規定を追加し、第 3 条では参集等について、第 15 条では採決の宣告及び不在委員について、第 16 条では採決方法について、第 17 条では簡易採決について、それぞれに係る規定の改正をしております。なお、新旧対照表がありますので、併せて御確認ください。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 82 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第82号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 8 3 号 相模原市農業委員会傍聴規則の一部を改正する

規則について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 1 議案第 8 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、21 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 3 号 相模原市農業委員会傍聴規則の一部を改正する規則について。相模原市農業委員会傍聴規則の一部を別紙のとおり改正する。令和 6 年 3 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、22 ページから 25 ページを御覧ください。

この議案は、農業委員会の総会を傍聴するに当たっての手續等について変更する必要があるため、農業委員会傍聴規則の一部を改正するものです。

主なところとしましては、第 2 条では、傍聴人名簿に個人情報を記載していたものを、傍聴券を交付することに変更するもので、第 3 条では、傍聴人の定員についての規定を追加し、定員を超えるときは抽選により傍聴人を決定するものとなります。また、第 7 条では係員の指示について、第 8 条では違反に対する措置について、第 10 条では様式について、それぞれに係る規定を追加しております。なお、新旧対照表がありますので、併せて御確認ください。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 3 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 8 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

施規程の一部を改正する規程について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 2 議案第 8 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、26 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 4 号 相模原市農業委員会農地台帳の点検等及び公表実施規程の一部を改正する規程について。相模原市農業委員会農地台帳の点検等及び公表実施規程の一部を別紙のとおり改正する。令和 6 年 3 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27 ページから 32 ページを御覧ください。

この議案は、現在施行されている農地法及び農地法施行規則に基づき、農地台帳の点検等の実施方法の見直しに伴い、点検等や公表に係る規定を改正するほか、所要の改正のため、農地台帳の点検等及び公表実施規程の一部を改正するものです。

主なところとしましては、農地台帳の点検を農地法施行規則に即して行うため第 2 条から第 5 条を、農地に関する地図の公表をインターネットの利用による公表のみとするため第 6 条を、農地台帳の記載事項を土地改良区に提供する場合の提供方法に関する規定を追加するため第 1 2 条を、それぞれ改正するものとなります。なお、新旧対照表がありますので、併せて御確認ください。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 4 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 8 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 報告第 6 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 4 報告第 6 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 5 報告第 6 9 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 6 報告第 7 0 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 7 報告第 7 1 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について

日程 1 8 報告第 7 2 号 農地造成工事の完了報告について

日程 1 9 報告第 7 3 号 非農地証明書の発行について

日程 2 0 報告第 7 4 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 2 1 報告第 7 5 号 国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 2 2 報告第 7 6 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きますので、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（前田事務局長兼次長）

特に補足することはございません。よろしくお願いたします。

議長（阿部会長）

皆様から、御発言はございますでしょうか。

17番（藤村委員）

39ページ、農地所有適格法人の報告でファームファクトリーが2ヘクタールを使って頑張っているみたいですけど、1年前の売上が66万とかですね。2ヘクタール使って何をやっているのだろうとかという感じですけど、これは本当に頑張っている農地所有適格法人なのでしょうか。

事務局（鈴木主任）

前年比の生産量が低く、2年前の水準には達していませんが、露地販売が伸びたということで、この額となっております。

17番（藤村委員）

農地所有適格法人は、国の政策として、個人の農家があまり広がっていかないから、法人に頑張ってもらおうという形で、法人なら、こういったところも厳しくチェックしないで農地を所有できるようになっているので、逆に我々としては、本当に頑張っているのか、投機目的で土地を所有しているのではないかと目を光らせなければならない案件だと思います。ですから、2ヘクタールでどのくらいの収入があれば適切かというのは分かりませんが、土地をどういう使い方をしているのかなというのが疑問です。逆に言うと、もしどなたか農業委員の方で、この方、実は頑張っているということを書いていただければ、それで一安心なのですが。

事務局（前田事務局長兼次長）

ファームファクトリーについては、親の代から子が引き継いで経営していると聞いています。売上高を見ますと、2年前197万余りというところ、そこから減少にはなっていますが、計画としては伸ばしていく方向性で出されてきておりますので、今後に期待したいと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますでしょうか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程13報告第67号から日程22報告第76号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第26回総会は、令和6年4月30日火曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

それでは、以上をもちまして、相模原市農業委員会第25回総会を終了いたします。